

●香川県議会議員補欠選挙坂出市選挙区選挙長告示第3号

令和4年8月28日執行の香川県議会議員補欠選挙につき、坂出市選挙区においては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第100条第4項の規定により、投票を行わないこととなった。

令和4年8月19日

香川県議会議員補欠選挙坂出市選挙区選挙長 三 好 美 也 子